

# 取組の強化・促進と 予算制度等について

---



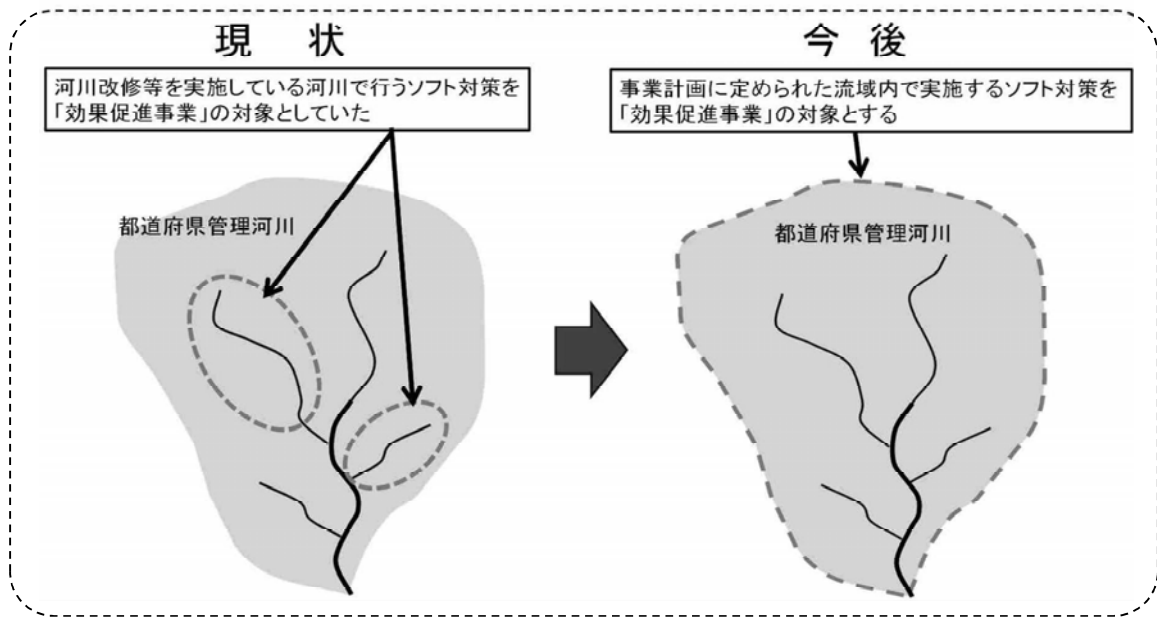
### 3. 新規事項

#### 3-1 新規予算制度等

##### 1. 治水事業等

##### (1) 「水防災意識社会再構築ビジョン」の取組の強化(社会資本総合整備)

水防災意識社会の再構築の取組を、都道府県管理河川も含めた流域一体で推進するため、「再構築ビジョン」に基づきハード対策と一体となって実施するソフト対策を、新たに総合流域防災事業の事業計画に追加し、効果促進事業の交付対象とする。

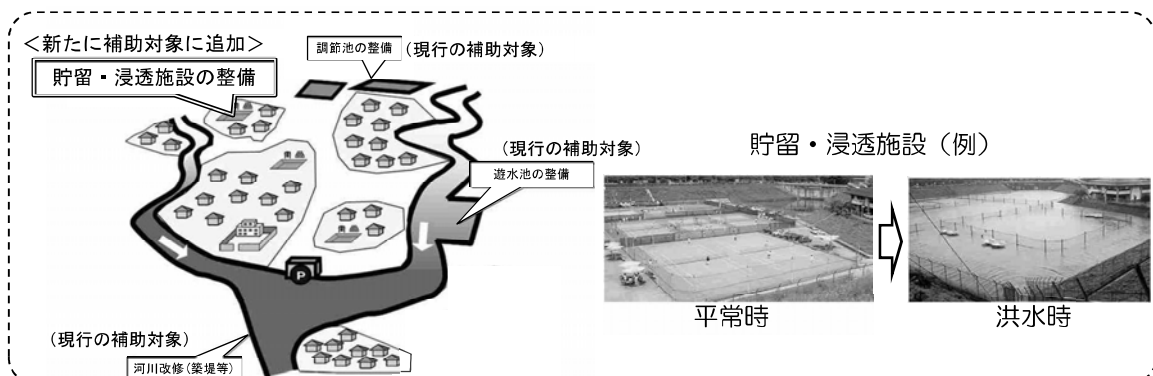


##### (2) 「ダム再生ビジョン」の策定

頻発する洪水・濁水が企業等の生産活動や国民生活に及ぼすリスクを早期に軽減するため、既設ダムの更なる有効活用方策を示す「ダム再生ビジョン」を新たに策定し、ダムの嵩上げや操作規則の見直しなどのハード・ソフト対策を戦略的・計画的に進める。

##### (3) 床上浸水対策特別緊急事業の拡充

局地的な大雨による市街地等での浸水対策を加速するため、市町村等が行う流域での貯留・浸透施設の整備を、新たに床上浸水対策特別緊急事業の補助対象に追加する。



## 防災・安全交付金による支援について（想定される主な事業）

### 1. 防災・安全交付金において実施することが想定される主な事業（基幹事業）の例

| 事業名              | 事業内容  | 交付要綱上の番号 |
|------------------|---|----------|
| <b>（道路事業）</b>    |   |          |
| ① 道路構造物の長寿命化     | 橋梁・トンネル等の道路構造物について、計画的な修繕・更新を行う事業   | □-1-(1)  |
| ② 通学路の交通安全対策     | 緊急合同点検等の結果特定された要対策箇所において実施する交通安全対策事業  | □-1-(1)  |
| ③ 道路の防災・震災対策     | 緊急輸送道路をはじめとする道路において橋梁の耐震補強等の防災・震災対策を行う事業  | □-1-(1)  |
| <b>（港湾事業）</b>    |   |          |
| ① 港湾改修事業         | 老朽化対策や事前防災・減災対策として、港湾施設（水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設及び港湾施設用地）の建設又は改良の港湾工事を行う事業。  | □-2-(1)  |
| ② 港湾施設長寿命化計画策定事業 | 老朽化が進む港湾施設の必要な機能を維持しつつ、将来の改良・更新コストの抑制を図るため、港湾施設の長寿命化等に資する計画の策定を行う事業。  | □-2-(2)  |
| ③ 緑地等施設整備事業      | 老朽化対策や事前防災・減災対策として、臨港地区就業者のための快適な就労環境の確保や港湾を訪れる市民等に開かれたウォーターフロントの形成を図るとともに、震災時において避難地・防災拠点として機能するオープンスペースの確保を図るため、港湾における緑地、海浜等の整備を行う事業。 | □-2-(3)  |
| ④ 海域環境創造・自然再生等事業 | 老朽化対策や事前防災・減災対策として、海域の環境改善及び適正な港湾利用を図るため、港湾における水質・底質改善及び沈没船等の処理を行う事業。   | □-2-(4)  |

| 事業名             | 事業内容  | 交付要綱上の番号 |
|-----------------|---|----------|
| <b>（河川事業）</b>   |   |          |
| ① 広域河川改修事業      | 河川改修事業の実施において、水系、大支川等を単位として、水系一貫した計画的な整備を図るとともに、規模の大きい事業に限定し、また重点整備箇所を設けて河川整備を実施する事業。   | □-3-(1)  |
| ② 施設機能向上事業      | 同一の洪水氾濫域を有する区間において、計画的に既存の河川管理施設の機能向上を図るとともに、重点的に整備を進めることにより、施設機能の確実性を早期に向上させるための河川整備を実施する事業。                                       | □-3-(2)  |
| ③ 地震・高潮対策河川事業   | 津波・高潮対策、耐震対策、地盤沈下対策や市街地再開発事業等の他の事業と一体となった河川整備を実施する事業。   | □-3-(3)  |
| ④ 特定地域堤防機能高度化事業 | 河川の改良工事と沿川の再開発事業等が一体的に実施される場合に、再開発事業等部分の盛土を実施する事業。  | □-3-(4)  |
| ⑤ 都市基盤河川改修事業    | 施工する上流の流域面積は概ね30km <sup>2</sup> 未満又は周辺の市街地整備と関連して市が事業主体となり河川整備を行う事業。  | □-3-(5)  |
| ⑥ 流域治水対策河川事業    | 地球温暖化に伴って激化する集中豪雨に対して、河道の整備と併せて流域対策の更なる充実を図るため、流域対策と一体となって河川整備を実施する事業。  | □-3-(6)  |
| ⑦ 調整池整備事業       | 人口が集中する区域や、大規模な開発が実施される区域等において、計画高水流量を低減する調節池の整備を実施する事業。  | □-3-(7)  |
| ⑧ 流域貯留浸透事業      | <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">近年、局地的豪雨の頻発により浸水被害が多発していることを踏まえ、流域における保水・遊水機能を計画的に確保するため貯留浸透施設の設置を実施する事業。</span> | □-3-(8)  |
| ⑨ 総合治水対策特定河川事業  | 都市及び都市周辺地域の開発の進行に伴う人口の集中、洪水時の河川への流出量の増大等により、治水安全度の低下が顕著である河川において、流域抑制策を講じるとともに、河川の治水機能を向上させるための整備を実施する事業。                           | □-3-(9)  |
| ⑩ 土地利用一体型水防災事業  | 土地利用状況等を考慮し、連続堤で整備する場合に比して効率的かつ効果的である場合において、輪中堤の築造や宅地の嵩上げ、河川沿いの小堤の設置、浸水防止施設、貯留施設の整備を実施する事業。   | □-3-(10) |
| ⑪ 総合内水対策緊急事業    | 内水により浸水被害が生ずるおそれがある河川において、排水機場、調節池、その他関連する雨水排水対策施設の整備等のハード対策及び流域における流出抑制、被害軽減等を図るソフト対策を河川管理者と地方公共団体等が連携して実施する事業。                    | □-3-(11) |

| 事業名                 | 事業内容   | 交付要綱上の番号           |
|---------------------|--|--------------------|
| ⑫ 大規模河川管理施設機能確保事業   | 供用期間が耐用年数を超過し、老朽化が著しい、又は施設の機能に著しい障害が生じている大規模な河川管理施設の改築を実施する事業。   | □-3-(12)           |
| ⑬ 特定構造物改築事業         | 今後、増大する河川管理施設の更新事業費に対して、ライフサイクルコストの最小化を図るため、長寿命化計画の策定、延命化措置及び改築を一体的に実施する事業。  | □-3-(13)           |
| ⑭ 応急対策事業            | 河川工作物の付属施設又は関連施設の構造が不十分又は適当でないため、前後の一連区間の治水機能に比較して、その周辺の治水機能が劣っているものについて応急的な改良及び新增設の改善措置を実施する事業。                             | □-3-(14)           |
| ⑮ 堰堤改良事業            | 都道府県が管理しているダムにおいて、その効用の継続的な発現のため、ダム本体、放流施設、貯水池等の大規模かつ緊急性の高い改良を行うことにより、ダムの機能の回復又は向上を図るために実施する事業及び長寿命化計画の策定。                   | □-3-(15)           |
| <b>(砂防事業)</b>       |  |                    |
| ① 砂防事業              | 流域における荒廃地域の保全及び土石流や火山噴火等に伴う火山泥流、火砕流、溶岩流等の土砂災害から下流部に存在する人家、公共施設等を守ることを主たる目的とし、砂防堰堤等の砂防設備の整備を実施する事業。                           | □-4-(1)<br>□-4-(2) |
| ② 火山噴火警戒避難対策事業      | 火山地域における住民の安全確保及び市町村が整備する火山防災ステーションにおける火山噴火時等の緊急対策のため、火山活動の状況、異常な土砂の動き等を監視、情報伝達するために必要なワイヤーセンサー、雨量計、監視カメラ等の設置を行う事業。          | □-4-(3)            |
| <b>(地すべり事業)</b>     |  |                    |
| ① 地すべり対策事業          | 人家、公共建物、河川、道路等の公共施設等に対する地すべり等による被害を排除し、又は軽減し、国土の保全と民生の安定に資することを目的とし、排水施設、擁壁その地のすべり防止施設等を新設し、又は改良する事業、その他地すべり等を防止するために実施する事業。 | □-5-(1)            |
| <b>(急傾斜地崩壊対策事業)</b> |  |                    |
| ① 急傾斜地崩壊対策事業        | 急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護し、もって民生の安定と国土の保全とに資することを目的とし、擁壁工、排水工及び法面工等急傾斜地崩壊防止施設の設置その他急傾斜地の崩壊を防止するために実施する事業。                       | □-6-(1)            |

| 事業名                  | 事業内容  | 交付要綱上の番号                       |
|----------------------|---|--------------------------------|
| <b>(下水道事業)</b>       |   |                                |
| ① 浸水対策事業             | <u>内水による浸水被害を防ぐため、雨水管渠、ポンプ施設等の整備を行う事業。</u>  | □-7-(2)<br>□-7-(5)<br>□-7-(12) |
| ② 地震対策事業             | 地震・津波による下水道施設の被災を防ぎ下水道機能を維持するため、下水道施設の耐震化・津波対策等を行う事業。   | □-7-(3)                        |
| ③ 老朽化対策事業            | 老朽管に起因する道路陥没や設備老朽化による処理機能低下等の影響を未然に防止するため、下水道施設の点検、長寿命化計画の策定、改築等を行う事業。  | □-7-(7)                        |
| ④ 合流式下水道改善事業         | <u>合流式下水道の雨天時越流水対策のため、雨水処理施設、雨水貯留施設等の整備を行う事業。</u>   | □-7-(4)                        |
| <b>(その他総合的な治水事業)</b> |   |                                |
| ① 総合流域防災事業           | 流域単位を原則として、 <u>包括的に水害・土砂災害対策の施設整備等及び災害関連情報の提供等のソフト対策を実施する事業。</u>  | □-8-(1)                        |
| ② 津波防護施設整備事業         | 津波防災地域づくりに関する法律に規定する推進計画に記載され、国土交通省令で定める基準を満たす津波防護施設（盛土構造である既存の道路、鉄道を活用し、その施設の背後地への津波による浸水を防止するための陸間、胸壁。また、道路、鉄道と一体となって整備する概ね500m以内の盛土構造物）の新設又は改良を行う事業。 | □-8-(2)                        |
| <b>(海岸事業)</b>        |   |                                |
| ① 高潮対策事業             | 高潮、波浪又は津波により被害が発生するおそれのある海岸において、堤防・護岸、離岸堤の整備や嵩上げ、堤防等の粘り強い構造への改良等を行う事業。  | □-9-(1)                        |
| ② 侵食対策事業             | 侵食による被害が発生するおそれのある海岸において、離岸堤、人工リーフ、突堤等の整備や養浜等を行う事業。   | □-9-(2)                        |
| ③ 海岸耐震対策緊急事業         | 朔望平均満潮位以下の防護区域を有する海岸及び東南海・南海地震防災対策推進地域等の緊急的な対策を要する海岸において、堤防等の耐震・液状化対策、水門等の耐震補強等を行う事業。   | □-9-(3)                        |

| 事業名   | 事業内容  | 交付要綱上の番号                                     |
|---|---|--|
| ④ 海岸堤防等老朽化対策緊急事業  | 老朽化等により機能が確保されていない又は機能低下の恐れがある海岸保全施設の機能の強化又は回復を行うための老朽化調査及びその調査結果を踏まえた老朽化対策計画の策定、老朽化対策計画に基づく老朽化対策工事を行う事業。   | □-9-(4)                                      |
| ⑤ 津波・高潮危機管理対策緊急事業   | 朔望平均満潮位以下の防護区域を有する海岸及び東南海・南海地震防災対策推進地域等の緊急的な対策を要する海岸において、海岸保全施設の防災機能の発揮や、津波・高潮からの住民避難を促進させるため、水門等の自動化・遠隔操作化及び改修等、堤防・護岸等の破堤防止（補強等）、局所的な堤防未整備箇所における堤防等の整備、排水工の整備、津波・高潮ハザードマップの作成支援、津波・高潮に関する観測施設、津波防災ステーションの整備、避難対策としての管理用通路の整備、避難用通路の設置、漂着物防止施設、水門等の整備・運用計画策定支援（計画策定に伴う調査含む）を行う事業。 | □-9-(5)                                      |
| <b>(都市公園等事業)</b>  |   |  |
| ① 都市公園等事業   | 災害発生時において避難地や防災拠点としての機能を有する都市公園で、災害対策基本法に基づく地域防災計画等に当該都市公園の防災に資する機能が位置づけられた都市公園等の整備   | □-12-(1)<br>□-12-(2)<br>□-12-(3)<br>□-12-(8) |
| ② 安全・安心対策事業   | 都市公園の再整備や公園施設（園路広場、遊戯施設など）の更新、公園施設の計画的な修繕・改築を行うための点検・調査、及び同点検・調査の結果に基づく公園施設長寿命化計画の策定等、安全・安心な都市公園の整備に資する事業   | □-12-(6)<br>□-12-(7)<br>□-12-(9)             |
| <b>(都市防災推進事業)</b>   |   |  |
| ① 地震や津波等の災害に対して市街地の防災性の向上を図るため、都市の防災構造化、住民の意識向上等を総合的に推進する事業 | 市街地の災害危険度判定に関する調査、住民等のまちづくり活動への支援、避難・消防活動等を円滑にするための地区公共施設（道路、公園等）や津波避難タワー等の防災まちづくり拠点施設、防災情報通信ネットワークの整備、避難地・避難路・延焼遮断帯周辺等の建築物の不燃化等を行う。  | □-13-(1)①                                    |
| ② 地震時における宅地の滑動崩落や液状化による被害の軽減を図るため、宅地の耐震化を推進する事業             | 地震時に滑動崩落や液状化による被害が発生するおそれのある造成宅地を抽出し、その分布や被害の程度等を判定するための調査及び、造成宅地における滑動崩落や液状化による被害を軽減するための対策工事を実施する。  | □-13-(1)②                                    |

| 事業名  | 事業内容   | 交付要綱上の番号   |
|--|--|--|
| <b>(市街地再開発事業等)</b>                                 |  |  |
| ① 密集市街地の整備改善等、市街地の防災性の向上に資する事業                     | 市街地内の防災上危険な老朽木造建築物が密集している地区等において、細分化された敷地の統合や不燃化された共同建築物の建築、公共施設の整備等を行う。                 | □-13-(2)<br>□-13-(4)<br>□-13-(10)<br>□-13-(11)<br>□-16-(1) |
| <b>(都市再生区画整理事業)</b>                                |  |  |
| ① 安全市街地形成重点地区に該当する等、市街地の防災性の向上に資する事業               | 市街地内の防災上危険な老朽木造建築物が密集している地区等において、道路や公園等の公共施設の整備と併せて街区の再編等を行う。                            | □-13-(6)   |
| <b>(都市水環境整備事業)</b>                                 |  |  |
| ① 下水道事業と連携して行う治水事業                                 | 河川の流下能力が不足しているため、下水道事業による雨水対策が十分に効果を上げられない地域に係る治水事業と下水道事業と協調して行うことにより、事業効果の早期発現が見込まれる事業。 | □-14-(3)   |
| <b>(地域住宅計画に基づく事業)</b>                              |  |  |
| ① 公営住宅等の耐震改修・既存昇降機の安全確保                            | 既存公営住宅等について、耐震改修工事や、昇降機の主要機器の耐震補強措置・戸開走行保護装置の設置・P波感知型地震時管制運転装置の設置に係る改善工事を行う。             | □-15   |
| <b>(優良建築物等整備事業)</b>                                |  |  |
| ① 津波避難施設の整備・耐震性が低い建築物の建替え等市街地の防災性・建築物の安全性の向上に資する事業 | 土地の利用の共同化・高度化等にあわせて市街地の防災性・建築物の安全性の向上に資する優良建築物等の整備を行う。                                   | □-16-(2)   |
| <b>(住宅市街地総合整備事業)</b>                               |  |  |
| ① 密集住宅市街地の改善・整備を行う事業                               | 密集住宅市街地において、老朽住宅等の建替えと公共施設の整備を促進し、住環境改善、防災性の向上等を図るため、住宅市街地の再生・整備を総合的に行う。                 | □-16-(8)   |

| 事業名                        | 事業内容   | 交付要綱上の番号  |
|----------------------------|--|-----------|
| <b>(住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業)</b> |  |           |
| ① 快適な住居環境創出のための治水事業        | 中心市街地における快適な住居環境を創出し、良好な住宅・宅地の整備・保全を図り、又は大規模地震等の発生により既存住宅・宅地に著しい被害が生じるおそれのある地域における住宅・建築物の保全を図るため、治水施設等の整備を行う事業。  | ロ-16-(11) |
| <b>(住宅・建築物安全ストック形成事業)</b>  |  |           |
| ① 住宅・建築物の耐震改修等に対して助成を行う事業  | 住宅・建築物の最低限の安全性の確保を図るため、住宅・建築物の耐震性の向上に資する事業、住宅・建築物のアスベスト対策に資する事業又は危険住宅の移転を行う事業について、地方公共団体等に対し、助成を行う。<br>※ 平成25年度当初予算から天井のみの耐震改修、既設エレベーターの防災対策改修も同事業の支援対象として追加となる。 | ロ-16-(12) |

## 2. 防災・安全交付金において実施することが想定される主な事業（効果促進事業）の例

| 事業名                             | 事業内容   | 想定される基幹事業  |
|---------------------------------|--|--|
| ① 災害関連標識（避難場所、想定浸水深）、案内板・誘導灯の設置 | 住民に災害関連情報を周知するための標識の設置又は避難誘導に係る案内板・誘導灯の設置を行う。  | 港湾事業、河川事業、砂防事業、海岸事業等、市街地再開発事業等、都市再生区画整理事業、都市防災推進事業、都市公園等事業（防災公園の整備）、優良建築物等整備事業、住宅市街地総合整備事業                             |
| ② 防災教育、水防訓練、防災訓練、避難訓練の実施        | 防災に関する教育・啓発活動、水防訓練、防災訓練又は避難訓練の訓練会場整備・資材購入等を行う。 | 港湾事業、河川事業、砂防事業、海岸事業等、下水道事業、市街地再開発事業等、都市再生区画整理事業、都市公園等事業（防災公園の整備）、優良建築物等整備事業、住宅市街地総合整備事業<br>※基幹事業（都市防災推進事業）で実施できる場合もある。 |
| ③ ハザードマップ、防災マップ作成               | ハザードマップ又は防災マップ等の作成、印刷を行う。                      | 港湾事業、河川事業、砂防事業、海岸事業等、下水道事業、市街地再開発事業等、都市再生区画整理事業、都市公園等事業（防災公園の整備）、優良建築物等整備事業、住宅市街地総合整備事業<br>※基幹事業（都市防災推進事業）で実施できる場合もある。 |
| ④ BCP策定                         | 業務継続計画（BCP）の策定を行う。                             | 港湾事業、下水道事業、市街地再開発事業等、優良建築物等整備事業  |
| ⑤ マンホールトイレ整備                    | 災害時に必要となるマンホールトイレの整備を行う。                       | 下水道事業、市街地再開発事業等、都市再生区画整理事業、優良建築物等整備事業<br>※基幹事業（都市公園等事業、都市防災推進事業）で実施できる場合もある。   |

| 事業名             | 事業内容   | 想定される基幹事業  |
|-----------------|--|--|
| ⑥ 防災用資機材の整備     | <u>災害時における防災用資機材倉庫や水防活動に使用する資機材の整備等を行う。</u>                | 港湾事業、河川事業、砂防事業、海岸事業等、下水道事業、都市防災推進事業、市街地再開発事業等、都市再生区画整理事業、優良建築物等整備事業<br>※基幹事業（都市公園等事業）で実施できる場合もある。            |
| ⑦ 移動通信設備等の整備    | <u>災害時における通信確保のための移動通信設備等の整備を行う。</u>                       | 都市防災推進事業   |
| ⑧ 耐震対策調査        | 施設の耐震対策の必要性について調査を行う。                                      | 都市公園等事業（公園施設の改築）   |
| ⑨ 事業モニタリング調査    | <u>事業効果等に係るモニタリング調査等を行う。</u>                               | 河川事業、海岸事業等、市街地再開発事業等、都市再生区画整理事業、優良建築物等整備事業   |
| ⑩ ブロック塀等の安全対策事業 | ブロック塀等の倒壊による道路閉塞を防ぎ、安全な避難路を確保するため、ブロック塀等の除却、生垣整備を行う。       | 都市防災推進事業、地域住宅計画に基づく事業、住宅市街地総合整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業   |
| ⑪ 防犯灯・防犯カメラの整備  | 防犯灯・防犯カメラの設置に対して助成を行う。                                     | 市街地再開発事業等、都市再生区画整理事業、都市公園等事業（公園施設の改築）、地域住宅計画に基づく事業、優良建築物等整備事業、住宅市街地総合整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業                   |
| ⑫ 防災に関する専門家派遣   | <u>住民による防災まちづくり活動等を支援するために専門家を派遣し、防災性の向上等に資する指導・助言を行う。</u> | 市街地再開発事業等、都市再生区画整理事業、都市公園等事業（防災公園の整備）、優良建築物等整備事業、住宅市街地総合整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業<br>※基幹事業（都市防災推進事業）で実施できる場合もある。 |

| 事業名      | 事業内容                                   | 想定される基幹事業    |
|----------|--|--------------|
| ⑬ 克雪住宅整備 | 落雪式や耐雪式、融雪式など地域の雪の状況に応じた克雪住宅の整備に助成を行う。 | 地域住宅計画に基づく事業 |

※ 上記のほか、効果促進事業については、地方の創意工夫を生かした幅広い事業の発案・実施が可能である。



## 水の安全・安心基盤整備分野の効果促進事業(イメージ)①

目標例① ～流域一体となった総合的な浸水対策の推進～

- ・災害発生時に機動的な水防活動を実施するための対策の推進
- ・被災を想定した「共助」及び「自助」対策推進への支援

○防災ステーションの上屋整備



○水防資機材の購入



○水防活動の補助車両(照明車)購入



○浸水ハザードマップの作成



○避難誘導標識の設置



○避難タワーの設置



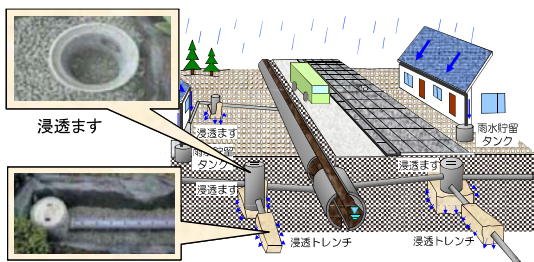
※ここに示したものは一例であり、このほかにも様々な事業の組み合わせが可能

## 水の安全・安心基盤整備分野の効果促進事業(イメージ)②

目標例② ～安全・安心の確保、災害に強いまちづくり～

- ・ハード、ソフト、自助を組み合わせた総合的な浸水対策の推進
- ・予防保全を中心とした計画的な施設マネジメントの推進
- ・被災を想定した「減災」対策を組み合わせた総合的な地震対策の推進

○小規模な各戸貯留浸透施設の設置



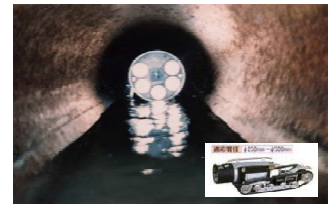
浸透トレンチ

○リアルタイム情報提供システムの構築  
(内水被害対策の推進)



○老朽管の点検・調査

(テレビカメラによる点検・調査)



○マンホール内の可搬式ポンプの整備



○仮設配管用資材の整備



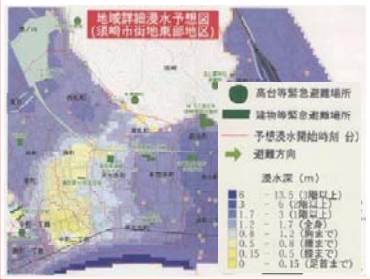
○マンホールトイレシステム



※ここに示したものは一例であり、このほかにも様々な事業の組み合わせが可能

目標例③ ～海岸における安全・安心の確保～ ・総合的な津波・高潮・侵食対策の推進 など

○ハザードマップの作成



○避難タワーの設置



○防災教育の支援  
・専門家の招聘



・防災学習教本の作成



○防災訓練の実施



○資機材の備蓄



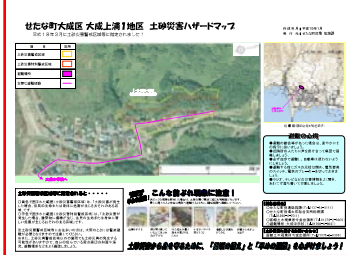
○海岸清掃等ボランティア活動の支援



※ここに示したものは一例であり、このほかにも様々な事業の組み合わせが可能

目標例④ ～ハード・ソフト一体となった土砂災害対策～  
 ・土砂災害を想定した「自助」「共助」対策推進への支援  
 ・土砂災害の危険性についての把握の促進  
 ・土砂災害に対する理解の推進

○土砂災害ハザードマップの作成



○土砂災害防災訓練の実施



○危険箇所周知等の看板設置・更新



○土砂災害履歴調査



○土砂災害防止教育の支援



○「砂防」を活用した地域振興の支援



※ここに示したものは一例であり、このほかにも様々な事業の組み合わせが可能



# 100mm/h安心プランの概要

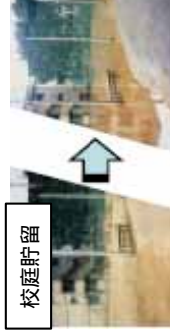
- ▶ 従来の計画降雨を超える、いわゆる「ゲリラ豪雨」に対し、住民が安心して暮らせるよう、関係分野の行政機関が役割分担し、住民(団体)や民間企業等の参画等の参画のもと、住宅地や市街地の浸水被害の軽減を図るために実施する取組を定めた計画を「100mm/h安心プラン」とする。
- ▶ 策定主体は市町村および河川管理者、下水道管理者等とし、水管理・国土保全局長において登録を行う。
- ▶ 登録した地域について、流域貯留浸透事業の交付要件を緩和することにより、計画的な流域治水対策の推進を図る。

## 対象地域

河川事業および下水道事業が実施されている**住宅地**や**市街地**の**浸水被害を軽減**を図る地域

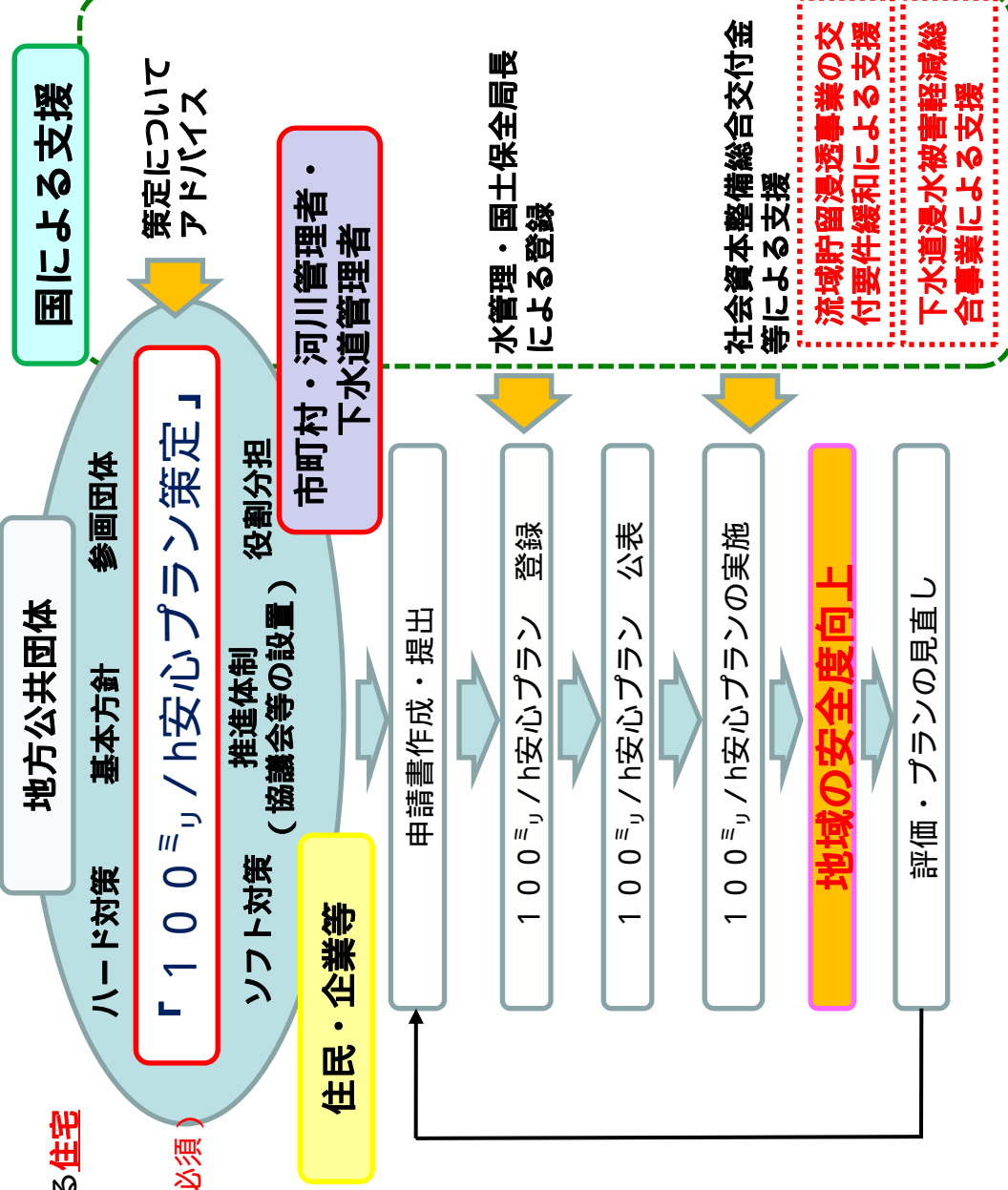
## 計画策定主体

市町村および河川管理者、下水道管理者（必須）  
住民(団体)や民間企業等（任意）



## 期待される効果

河川や下水道等の連携により一層の効果的な整備が可能  
登録、公表等により一層の整備推進等が見込まれる  
住民等の参加により、地域の防災への意識が高まる



# 100mm/h安心プランの登録要件

- ▶ 100mm/h安心プラン実施要綱において対象地域や、登録等について定め、平成25年4月1日から施行するものとする。
- ▶ 市町村等の計画策定主体が策定した100mm/h安心プランについて、実施要綱に定める登録の要件を満たすことを国土交通省において確認の上、登録する。登録された100mm/h安心プランは、当該市町村のホームページ等において公表するものとする。

## 実施要綱

- 登録要件（ポイント）
  1. 計画降雨を超える**局地的大雨を対象**とするもの
  2. 行政機関（河川管理者・下水道管理者等）が役割分担し、住民（団体）や民間企業等の参画のもと、**住宅地や市街地の浸水被害を軽減する取組（ソフト対策含む）**を実施するもの
  3. **浸水被害軽減のための集中的な対応等に重点を置くもの**

## ●100mm/h安心プランに定める内容

- (1) 基本方針
  - ・被害状況、対象とする降雨
- (2) 計画策定のための体制に関する事項
  - ・参画団体等、推進体制
- (3) 目的を達成するために実施する内容
  - ・河川・下水道の整備による浸水対策
  - ・分散型貯留浸透施設等による流域対策
  - ・危険情報周知の対策
  - ・水防活動強化の取組
  - ・住民（団体）、民間企業等における水害対策への取組
- (4) 計画期間（概ね5～10年とする）
- (5) その他必要な事項

|                     |   |
|---------------------|---|
| 100mm/h安心プラン 概要書(案) |   |
| 名称                  | ○○○川  |
| 所在地                 | 市川  |
| 対象地域                | ○○○川 〇〇町、〇〇市  |
| 策定主体                | 〇〇県   |
| 事業期間                | 平成○○年～平成○○年(予定)   |
| 基本方針                | 〇本県の安全性が確保されるよう、積極的に整備<br>〇参画者により、浸水被害を軽減<br>〇県、関係区市、都府が役割分担  |
| 計画策定を促す局地的降雨の発生状況   |   |
| 計画期間                | 〇平成○○年○月○日、集中豪雨、最大日雨量○○mm<br>〇平成○○年○月○日、集中豪雨、最大日雨量○○mm<br>〇平成○○年○月○日、集中豪雨、最大日雨量○○mm<br>〇平成○○年○月○日、集中豪雨、最大日雨量○○mm<br>〇平成○○年○月○日、集中豪雨、最大日雨量○○mm |
| 参加団体                |   |
| その他                 |   |

国土交通省において内容確認

- ・必要性
- ・事業の効果
- ・関係者の役割分担
- ・実現可能性

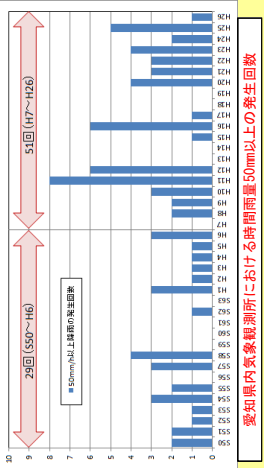
等

登録（水管理・国土保全局長）公表（策定主体）

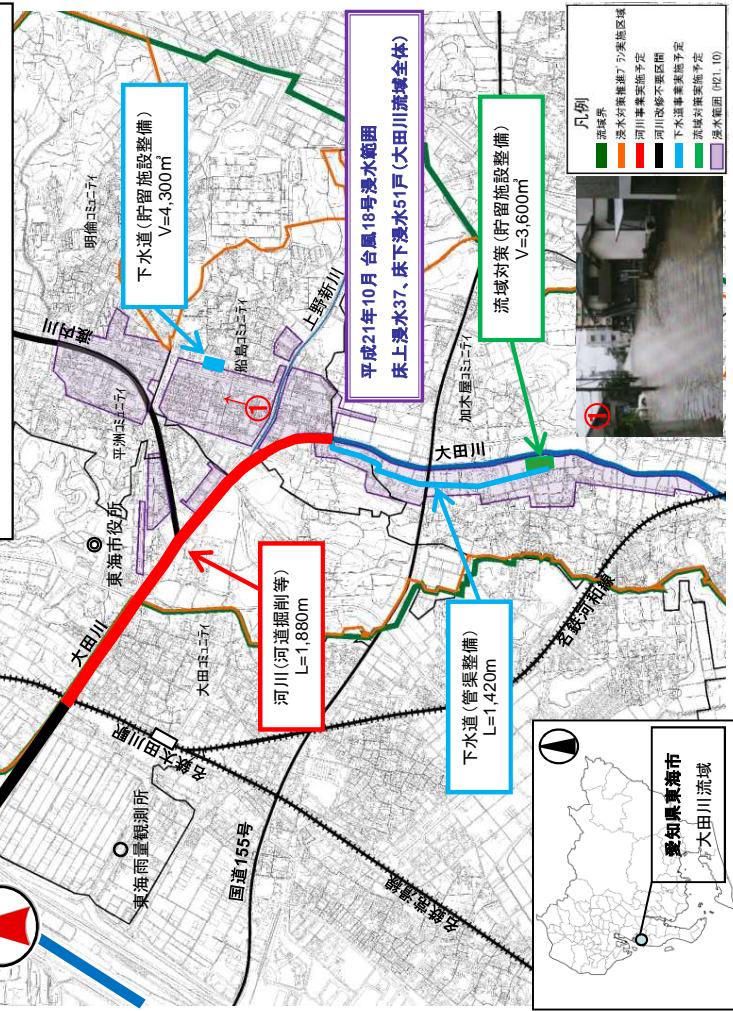


流域の概要

- 愛知県東海市の中央部に位置する大田川流域では近年多発する局地的豪雨により、浸水被害が生じている。
- 直近では平成21年10月台風18号（86mm/h）により大田川流域において床上浸水37戸、床上浸水51戸の浸水被害が発生した。
- 愛知県において時間雨量50mm以上の発生回数は以下のとおりである。
  - ・S50～H6の20年間での発生回数：29回
  - ・H7～H26の20年間での発生回数：51回**時間雨量50mm以上の発生回数が増加傾向**
- 市街化の進展により流出量が増加
  - ・流域内の市街化率  
S46年：22%→H3年：48%→H21年：58%
- 河川・下水の法定計画
  - ・河川（整備計画 W=1/5）、下水道（雨水：事業計画 W=1/5）**→頻発する局地的豪雨に対して早急な治水対策が急務**
- 浸水対策推進プランで対象とする降雨 平成21年10月台風18号 最大時間雨量86mm



浸水対策推進プラン対策箇所図



浸水被害の主な要因

- 流域内の市街化の進展など土地利用の変化により、雨水が河川へ流れ込みやすくなり、流域から河川への雨水の流出量が増加。
  - 流域内の市街地は周辺と比べ地盤が低く、計画を越える規模の降雨においては地盤の低い箇所の排水が行えず、内水被害が発生。
- ⇒流域の関係機関が一体となりハード・ソフトの治水対策を効果的に組み合わせ推進する必要がある

大田川流域の総合的な治水対策について、愛知県・東海市・地域住民・地元民間企業等からなる「大田川流域浸水対策協議会」で検討し、関係機関が対策を実施

大田川流域浸水対策協議会

| 組織      | 部  | 局                    |
|---------|--|----------------------|
| 関係係     | 愛知県知事                                      | 建設事務所河川港湾整備課、都市施設整備課 |
| 市関係     | 東海市都市建設部土木課、水道部下水道課                        |                      |
| 住民      | 東海市明倫コミュニティ、平洲コミュニティ、大田コミュニティ、船島コミュニティ、カギヤ |                      |
| ため池管理団体 | ヒメマ  |                      |
| 企業      | 姫島町内会、加木屋水利協同組合                            |                      |
|         | 新日鐵住金(株)名古屋製鐵所、知多アイズネットワーク(株)              |                      |

取組内容

| 取組内容                                    | 効果             | 事業主体        |
|---|----------------|-------------|
| 法定計画等に基づく河川・下水道の整備による浸水対策               | 効果             | 事業主体        |
| ・河川事業（二級河川大田川水系河川整備計画）河道掘削等             | 安全に雨水を流下させる    | 愛知県         |
| ・下水道事業（東海市公共下水道事業計画）姫島公園調整池、雨水管渠整備      | 地表面の水を速やかに排除する | 東海市         |
| 分散型貯留浸透施設等による流域対策                       | 効果             | 事業主体        |
| ・流域貯留施設の整備（木之下地区調整池）                    | 地表面の水を速やかに排除する | 東海市         |
| ・市のため池管理団体が協定を締結し、大雨時に水位調整を実施           | ソフト対策による被害軽減   | 東海市、ため池管理団体 |
| 危険情報周知の対策                               | 効果             | 事業主体        |
| ・ホームページ・CATVを利用した雨量、河川水位情報、河川カメラの画像等を提供 | ソフト対策による被害軽減   | 東海市         |
| ・緊急連絡メールにより雨量や水位等の情報を配信                 | ソフト対策による被害軽減   | 東海市         |
| ・危険箇所を記したハザードマップを全戸に配布                  | ソフト対策による被害軽減   | 東海市         |
| ・浸水実績表示板及び雨量水板を設置                       | ソフト対策による被害軽減   | 東海市         |
| ・姫島公園調整池に水位計を設置                         | ソフト対策による被害軽減   | 東海市         |
| ・河川監視カメラ・サイレンを設置（富木島地区）                 | ソフト対策による被害軽減   | 東海市         |
| 地域における水活動強化の取組                          | 効果             | 事業主体        |
| ・地域住民が主体となり、地域コミュニティ毎に水防訓練を実施（防災訓練は実施中） | ソフト対策による被害軽減   | 住民（コミュニティ）  |
| まちづくりや住民（団体）、民間企業等における水害対策への取組          | 効果             | 事業主体        |
| ・土壌の無料配布を実施                             | ソフト対策による被害軽減   | 東海市         |
| ・市土木課管理の道路・水路の清掃活動を実施                   | ソフト対策による被害軽減   | 住民（コミュニティ）  |
| ・東海市内の住宅などを対象に、雨水貯留浸透施設の設置に際して補助        | ソフト対策による被害軽減   | 東海市         |
| ・浸水区域内における浸水対策改善工事を行う者に対して補助            | ソフト対策による被害軽減   | 東海市         |
| ・浸水地区における建築確認取組時に高上げ指導を実施               | ソフト対策による被害軽減   | 東海市         |
| ・コミュニティが主体となった避難行動計画の策定                 | ソフト対策による被害軽減   | 住民（コミュニティ）  |
| ・出水前日に道路清掃、水路の合同点検を実施                   | ソフト対策による被害軽減   | 東海市         |
| ・防災FM放送を利用した浸水危険情報の発信を実施                | ソフト対策による被害軽減   | 東海市         |
| ・水防訓練等へ地元企業が参加し、協力                      | ソフト対策による被害軽減   | 住民（コミュニティ）  |

取組の効果

対象とする降雨に対して、床上・床下浸水被害の低減及び浸水エリアの縮小を図る。

避難地・避難路等の公共施設整備や防災まちづくり拠点施設の整備、避難地・避難路周辺の建築物の不燃化、木造老朽建築物の除却及び住民の防災に対する意識の向上等を推進し、防災上危険な市街地における地区レベルの防災性の向上を図る取組を「都市防災総合推進事業」（防災・安全交付金の基幹事業）により支援

## ○ 都市防災総合推進事業の概要

事業主体： 市町村、都道府県 等

| 事業メニュー                | 主な交付対象施設等  | 交付率                   |
|-----------------------|--|-----------------------|
| ①災害危険度判定調査            | ・各種災害に対する危険度判定調査   | 1/3                   |
| ②住民等のまちづくり活動支援        | ・住民等に対する啓発活動<br>・まちづくり協議会活動助成  | 1/3                   |
| ③地区公共施設等整備            | ・地区公共施設(道路、公園等(防災ベンチ等を含む))<br>・防災まちづくり拠点施設(津波避難タワー、防災備蓄倉庫等)          | 1/2<br>1/3※1<br>2/3※2 |
| ④都市防災不燃化促進            | ・耐火建築物等の建築への助成   | 1/2<br>1/3※1          |
| ⑤木造老朽建築物除却事業          | ・密集市街地における木造老朽建築物の除却への助成   | 1/3                   |
| ⑥被災地における復興まちづくり総合支援事業 | ・復興まちづくり計画策定<br>・地区公共施設<br>・防災まちづくり拠点施設<br>・高質空間形成施設<br>・復興まちづくり支援施設 | 1/2<br>1/3※1          |

※1： 地区公共施設等整備に関する用地費等は交付率1/3

※2： 南海トラフ特措法に基づく津波避難対策緊急事業計画に位置づけられ、一定の要件を満たす避難場所、避難路の整備については交付率2/3

## ○ 地区要件等

|      |   |
|------|---|
| 施行地区 | <p>&lt;事業メニュー①～④&gt;<br/>以下のいずれかに該当し、都市防災に関する計画(地域防災計画など)を踏まえて、防災上特に対策が必要とされる地区</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・三大都市圏の既成市街地</li> <li>・大規模地震発生の可能性の高い地域※3</li> <li>・指定市</li> <li>・道府県庁所在の市</li> <li>・DID地区</li> </ul> <p>&lt;事業メニュー⑤&gt;<br/>・重点密集市街地</p> <p>&lt;事業メニュー⑥&gt;<br/>・激甚災害による被災地</p> |
| 交付対象 | 測量試験費、実施設計費、工事費 等   |

※3： 地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域、又は地震予知観測強化地域、特定観測地域



津波避難タワー



備蓄倉庫



避難場所(階段) 避難場所となる公園

沿道建築物の不燃化 整備後



## 茨城) 境町が避難タワー、新年度に建設 河川氾濫を想定

2017年3月15日03時00分

シェア  
10ツイート  
[list](#)ブックマーク  
0

メール

印刷



町庁舎敷地内に設置予定の水害避難タワー（右）。庁舎の写真にイメージ図を合成した＝境町提供

一昨年秋の関東・東北豪雨による浸水被害を受けて、境町は新年度に水害避難タワーを建設し、町の指定緊急避難場所にする。県によると、津波以外の原因で河川の氾濫（はんらん）を想定した避難タワーの設置は県内で初という。

14日に閉会した町議会定例会で関連予算案が全会一致で可決した。事業費は1億6280万円で新年度中に完成予定としている。

タワーは町庁舎西側の駐車場に設置し、高さ14・5メートルの鉄骨3階建てで約200人を収容。飛来したヘリコプターによる救助活動もできるよう最上階が整備されている。タワーには非常食などを備蓄する防災倉庫を置き、近くには非常用電源も用意する。

こちらは有料会員限定記事です。有料会員になると続きをお読みいただけます。

残り：132文字／全文：418文字

今すぐ登録

ログインして全文を読む

[PR]

## 関連ニュース

地域ページ [トップ](#)